

2019年10月からの消費税増税及び軽減税率制度対応について

拝啓、貴学ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社システム『CampusWave21 学校法人会計システム』をご愛用いただき、誠にありがとうございます。さて、2019年10月1日より消費税及び地方消費税の税率が改定されるとともに消費税の軽減税率制度が実施されます。下記のとおりご案内申し上げますのでご確認ください。

2019年度の消費税率は従来の8%、増税後の10%、新聞購読料などの軽減税率8%の下記3パターンになります。軽減税率8%は下記のとおり国税と地方消費税率が従来と異なるため、別途消費税コードを作成する必要があります。また軽減税率の取引を元帳で判別できるように記載する必要があります。詳しくは国税庁のホームページをご確認ください。

尚、会計パッケージの対応方法については別添の操作マニュアルに記載しておりますのでご一読の上、貴学会計士もしくは税理士にご確認の上、各設定を変更していただきますようお願いいたします。

敬具

記

1. 2019年10月1日からの消費税等の税率

区分	適用時期		
	現行	平成31年10月1日（軽減税率実施）	
		軽減税率	標準税率
消費税率	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率	1.7% (消費税額の17/63)	1.76% (消費税額の22/78)	2.2% (消費税額の22/78)
合計	8.0%	8.0%	10.0%

(注) 消費税等の軽減税率は、現行と同じ8%ですが消費税率(6.3%→6.24%)と地方消費税率(1.7%→1.76%)の割合が異なります。

以下次葉へ続く

2. 請求書・元帳には区分経理による記載が必要

月 日		摘要	借方	貸方
11	2	株式会社△△ 雑貨	22,000	
11	2	株式会社△△ 食料品 ※	21,600	

月 日		摘要	借方	貸方
11	2	株式会社〇〇 雑貨		22,000
11	2	株式会社〇〇 食料品 ※		21,600

請求書

株式会社〇〇御中
平成××年 11月2日

割り箸 550円
牛肉 ※ 5,400円
⋮

合計 43,600円

(10%対象 22,000円)
(8%対象 21,600円)

※は軽減税率対象品目

株式会社△△

3. ご参考：国税庁ホームページ：

消費税の軽減税率制度に対応した 経理・申告ガイド

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0019005-113.pdf>

消費税の軽減税率制度に関する Q&A

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/03.pdf>

4. 軽減税率の対象について

学校法人の場合、軽減税率 8%の対象品目になる科目は図書支出のうちの新聞購読が該当すると思われます。新聞購読料以外にも学校様により軽減税率対象となる取引が発生することもあります。詳細は、貴学の会計事務所、税理士にご確認ください。

尚、軽減税率に該当する新聞とは、一定の題号を用い、政治経済、社会、文化等に関する一般社会事実を掲載する週 2 回以上発行されるもので、定期購読規約に基づくものになります。

5. [CampusWave21 会計システム 軽減税率対応への操作説明書](#) (別添)

6. お問い合わせ

サンテック株式会社

システム部 学校法人担当

TEL 03-3552-8691

MAIL QAsystem@santecnet.com